

企業立地支援措置のあらまし

目 次

1. 色麻町企業立地促進奨励金	1
2. 地域未来投資促進法に関する支援措置	1
3. みやぎ企業立地奨励金	1
4. 融資制度（宮城県独自の制度）	2
お問い合わせ先	3

～ レディメイドで企業立地 ！ ～
宮 城 県 色 麻 町

1. 色麻町企業立地促進奨励金

目的	色麻町内に工場等を設置する企業に対し奨励措置を講ずることにより企業立地を促進し、産業振興と雇用機会の拡大を図ります。
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業
対象要件	次のすべての要件を満たす企業が対象となります。 ①工場等を新設または工場再活用(空き工場活用による企業立地) ②投下固定資産額(土地を除く)が3,000万円以上 ③新規常時雇用者数が10人以上
奨励措置	①企業立地促進奨励金 金額／固定資産税額の範囲内 期間／3年以内 ②雇用促進奨励金 金額／雇用者1人当たり30万円(ただし、新規常時雇用者のうち1年以上本町に住所を有するものに限る)期間／1年限り
お問い合わせ	色麻町役場 地域振興課

2. 地域未来投資促進法に関する支援措置

地域未来投資促進法に基づく事業計画の承認を受けることにより、課税の特例など各種優遇制度を受けられる可能性があります。

支援内容	①税制による支援措置 ・法人税の課税の特例 ・固定資産税の減免
	②金融機関による支援措置 ・日本政策金融公庫からの固定金利での融資 等
	③規制の特例措置等 ・工場立地法に基づく環境施設面積率・緑地面積率の緩和 ・農地転用許可等の手続きに関する配慮 ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 等
お問い合わせ	宮城県 経済商工観光部 産業立地推進課

3. みやぎ企業立地奨励金

宮城県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、「投下固定資産額」及び「新規雇用者数」に応じて奨励金を交付します。

【表1】工場等(製造業に係る工場又は研究所に限る)を新設する場合

区 分 (投下固定資産額及び新規雇用者数)	奨励金交付率	交付限度額 (投下固定資産額×奨励金交付率)
①投下固定資産額が100億円以上で、かつ、新規雇用者数が300人以上のもの	投下固定資産額×10%	40億円
②投下固定資産額が50億円以上で、かつ、新規雇用者数が100人以上のもの	投下固定資産額×10%	20億円
③投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×7%	7億円
④投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が20人以上のもの	投下固定資産額×5%	5億円
⑤投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が3人以上のもの	投下固定資産額×3%	3億円

【表2】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を増設する場合（※1）

区 分 (投下固定資産額及び新規雇用者数)	奨励金交付率	交付限度額 (投下固定資産額×奨励金交付率)
①投下固定資産額が50億円以上で、かつ、新規雇用者数が100人以上のもの	投下固定資産額×5%	5億円
②投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×3.5%	3億円
③投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が20人以上のもの	投下固定資産額×2.5%	2億円
ケ.投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が3人以上のもの	投下固定資産額×1.5%	1億円

※1 建物の拡張に伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡未満の場合。

【表3】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を大規模増設する場合（※2）

区 分 (投下固定資産額及び新規雇用者数)	奨励金交付率	交付限度額 (投下固定資産額×奨励金交付率)
投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×3%	3億円
投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が10人以上のもの	投下固定資産額×1.5%	1億円

※2 建物の拡張に伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合。

●活用にあたって

- 奨励金制度の利用には、着手30日前までの申請が必要です。まずはお早めにご相談ください。
- 奨励金の交付対象となるためには、「投下固定資産額」と「新規雇用者数」双方の条件を満たすことが必要です。
- 「投下固定資産額」とは、取得価格ではなく、原則として新たに取得した固定資産(土地を除く)及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を指します。また、建物や償却資産等の賃借料の一部も算定に含みます。

お問い合わせ	宮城県 経済商工観光部 産業立地推進課
--------	---------------------

4. 融資制度（宮城県独自の制度）

制度の名称	融資対象	融資要件	利率	融資期間	融資限度額
工業立地促進資金融資制度	・用地取得費	工場適地、農工団地等、工業振興等適合する立地場所であること	1.50%	15年以内(うち据え置き期間2年以内)	5億円(特例10億円)用地取得費の80%以内
企業立地資金貸付制度	・工場等の建設費 ・機械設備の取得費	原則として中小企業新規雇用者5人以上(うち2割以上は発電用施設周辺地域の住民を含むこと)	1.50%	15年以内(うち据え置き期間2年以内)	5億円(特例10億円)設備等取得費の80%以内

※ 取扱銀行等は、県内に本店又は、支店を有する銀行、信託銀行及び商工組合中央金庫です。

お問い合わせ	宮城県 経済商工観光部 産業立地推進課
--------	---------------------

奨励金や優遇税制の制度の適用にあたっては様々な要件があり、内容が変更になることもあります。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

お 問 い 合 わ せ 先

■ 色麻町役場 地域振興課

〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41
TEL 0229-65-2123(内線164) FAX 0229-65-4400
E-mail:kigyo@town.shikama.miyagi.jp
HPアドレス: <http://www.town.shikama.miyagi.jp/>

■ 宮 城 県

● 経済商工観光部 産業立地推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
TEL 022-211-2733 FAX 022-211-2739
E-mail:sanritu-ka@pref.miyagi.jp
HPアドレス: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/>